

監査公表第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を公表します。

監査の対象

市民部，土木部，環境部，産業部，都市部，教育委員会，文化スポーツ部，福祉保健部，消防，上下水道局

令和7年6月9日

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

阪 井 昌 行

市民部監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

宮原市民センター，天応市民センター，昭和城市センター，郷原市民センター，下蒲刈市民センター，川尻市民センター

3 監査の期間

令和6年11月25日から令和7年1月27日まで

4 監査の対象

令和6年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理

(8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

土木部監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

土木維持課

3 監査の期間

令和6年11月25日から令和7年1月27日まで

4 監査の対象

令和6年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

(1) 「公園遊具・施設点検業務」について、次の事例があった。

ア 特記仕様書において、受注者は業務の実施に当たり業務計画を立案し、発注者の承認を得ることと定めているが、前回の定期監査の結果に基づいて口頭指導していたにもかかわらず、当該業務計画が提出されていなかった。

イ 特記仕様書において、業務着手時、中間時及び完了時に打合せ協議を行い、打合せ後、受注者は速やかに業務に関する打合せ記録を提出する旨を定めているにもかかわらず、当該記録が提出されていなかった。

については、仕様書に定めた内容を確認するとともに、受注者に遵守させるよう指導されたい。

(2) 「市道等及び農道等維持補修業務」において、受注者からの完了報告書に添付されている領収書（受注者が仕入先から受領したもの等）の発行日が、業務内容等を市が受注者に指示した日よりも前の日付となっているものが複数あった。また、完

成年月日を経過した日付の警備報告書を添付しているものがあった。

については、業務の発注から支払までの手順を見直すなど、適正な事務処理をされたい。

環境部監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

環境業務課

3 監査の期間

令和6年12月25日から令和7年3月26日まで

4 監査の対象

令和6年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

「建築基準法第 12 条点検業務」において、次の事例があった。

- (1) 指名業者審査伺いの決裁前に見積合わせを行っていた。
- (2) 業務着手後に執行伺兼支出負担行為書を決裁していた。

については、「契約の手引（契約課作成）」に留意するとともに、予算及び決算規則に基づき、適正な契約事務をされたい。

産業部監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

観光振興課

3 監査の期間

令和6年12月25日から令和7年3月26日まで

4 監査の対象

令和6年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

「くらはし桂浜温泉館温泉井戸ポンプ入替等業務」において、予算査定額を超えた支出負担行為を起案したにもかかわらず、財政課長への合議を行っていなかった。

については、予算及び決算規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

都市部監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

住宅政策課

3 監査の期間

令和6年12月25日から令和7年3月26日まで

4 監査の対象

令和6年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

(1) 市営住宅使用料及び住宅資金貸付金元利収入における令和 4 年度以前の滞納繰越分の調定について、調定日を 4 月 1 日とすべきところ、4 月 17 日から 4 月 30 日までの日付となっていた。

については、適正な事務処理をされたい。

(2) 住宅資金貸付金元利収入における前年度滞納繰越分の調定について、調定日を 6 月 1 日とすべきところ、監査日現在（令和 7 年 2 月 3 日）、財務会計システムへの入力を行っておらず、調定書を発行していなかった。

については、会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

(3) あがプラザ賃貸店舗の行政財産使用料の納入通知書について、遅くとも納期限の前日から起算して 10 日前までに納入義務者に交付しなければならないにもかかわらず、納期限の 4 日前に発送していた。

については、会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

教育委員会事務局及び各教育機関監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

学校施設課，小学校（和庄，本通，呉中央，港町）

3 監査の期間

令和6年12月25日から令和7年3月26日まで

4 監査の対象

令和6年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、学校施設課については、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

- (1) 「呉市立小・中学校等ピアノ調律業務（Cブロック）」について、仕様書で定めた台数の調律が完了していないにもかかわらず、契約金額の全額を支出していた。

実情を確認したところ、発注者側の事情により、契約期間内に作業できないものが 1 台あったため、契約期間外に実施することで受注者と口頭で合意したとのことであった。

については、契約内容に変更が生じる場合は、変更契約を締結する等、適正な契約事務をされたい。

- (2) 「川尻中学校機械警備業務」ほかについて、契約書では、委託料は毎月の業務完了後に支払うこととなっているにもかかわらず、仕様書で毎月提出を求めている警備報告書を受領する前に請求書を受領し、支出命令を起案していた。

については、適正な事務処理をされたい。

- (3) 「警固屋小学校外 15 校 情報通信ネットワーク A P 移設修繕」ほかにおいて、
契約書の中に約款等の一部をとじ込まないまま契約を締結していた。
については、適正な契約事務をされたい。

文化スポーツ部監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

中央図書館

3 監査の期間

令和7年2月25日から同年4月25日まで

4 監査の対象

令和6年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

「昭和図書館窓口等業務」に係る契約書に、収入印紙が貼付されていなかった。については、印紙税法に基づき、適正な契約事務をされたい。

福祉保健部監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

介護保険課，高齢者支援課

3 監査の期間

令和7年2月25日から同年4月25日まで

4 監査の対象

令和6年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

(1) 介護保険課

指摘事項

ア 「介護保険関係勸奨通知書封入封緘及び折り込み業務」に係る請書に、収入印紙が貼付されていなかった。

については、印紙税法に基づき、適正な契約事務をされたい。

イ 自主研究休暇の取得可能期間を超えた休暇の取得を承認していた。

については、適正な事務処理をされたい。

ウ 「呉市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金」について、次の事例があった。

(ア) 補助金の交付決定通知書において、記載が必要な交付条件を付していなかった。

(イ) 過年度の補助金について、補助金交付要綱により交付条件としている消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書が補助事業者から提出されていない

にもかかわらず，これを求めていなかった。

については，適正な事務処理をされたい。

(2) 高齢者支援課

指摘事項

ア 「呉市高齢者緊急通報装置保守管理業務（利用者端末機器外）」に係る仕様書において，受注者はデータ投入を実施した場合は，報告書を作成し，当月分を翌月10日までに報告するよう定めているにもかかわらず，当該報告が翌月11日以降となっているものがあった。

については，仕様書に定めた業務内容を受注者に遵守させるよう指導されたい。

イ 蒲刈高齢者生活福祉センターに係る指定管理業務において，基本協定書に定める前月分の事業報告書が提出されていなかった。

については，報告が必要な事項を精査した上で協定書を見直すなど，適正な指導・監督をされたい。

消 防 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

東消防署

3 監査の期間

令和7年2月25日から同年4月25日まで

4 監査の対象

令和6年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

上下水道局監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象課等

管路管理課

3 監査の期間

令和7年2月25日から同年4月25日まで

4 監査の対象

令和6年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。